◆京都の労働メールマガジン　　第10号◆

発行　2019年6月19日

　京都の労働メールマガジンでは、京都府の労働施策等の情報を月１回発信します。是非、ご登録ください。

――☆★☆**今月のＣＯＮＴＥＮＴＳ**☆★☆―――――――――――――――――――――

1. 京都府の労働相談の平成30年度実施結果を取りまとめました
2. 「パワーハラスメント対策」が法制化されました
3. 職場の熱中症対策、できていますか？

【１】京都府の労働相談の平成30年度実施結果を取りまとめました

　京都府では、京都府労働相談所（京都テルサ内）で行った労働相談について、平成30年度の実施結果を取りまとめました。

　概要は次のとおりです。

○平成30年度の労働相談件数は前年度より586件（18.5％）増加して3,746件となり、過去最高を更新。

○雇用形態別では、非正規労働者からの相談（1,671件）が前年度に比べ221件（15.2％）増加し、昨年度に引き続き正規労働者からの相談（1,557件）を上回った。

○相談内容別では、正規・非正規労働者ともに「職場の人間関係に関すること」（パワーハラスメント等）が最も多くなった。

〇うち学生からの相談（133件）は、アルバイトに関する相談が126件、就職に関する相談が７件であった。

詳しくはこちら

http://www.pref.kyoto.jp/rosei/news/press/2019/05/documents/h30\_press.pdf

　お問合せは、京都府　人材確保・労働政策課　電話075-414-5082

【２】「パワーハラスメント対策」が法制化されました

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が、令和元年6月5日に公布されました。

○改正「労働施策総合推進法」により、職場におけるパワーハラスメント対策が法制化されました。パワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります。

○パワーハラスメントに関する紛争が生じた場合、調停など個別紛争解決援助の申出を行うことができるようになります。

●職場におけるパワーハラスメントとは？

「職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより労働者の就業環境が害されること」と規定しています。

●パワーハラスメント防止のための雇用管理上必要な措置とは？

具体的内容は次のとおりです。詳細は今後指針で示される予定です。

・事業主によるパワーハラスメント防止の社内方針の明確化と周知・啓発

・相談体制の整備

・被害を受けた労働者へのケアや再発防止　等

●パワーハラスメントについて相談したことなどに対する不利益取扱いの禁止

労働者がパワーハラスメントについて事業主に相談したこと等を理由として、事業主が当該労働者に対して解雇その他の不利益な取扱いをすることを禁止します。

セクシュアルハラスメント及びいわゆるマタニティハラスメントについても、同様に、事業主に相談したこと等を理由とする不利益な取扱いを禁止します。

●パワーハラスメント防止措置に係る事業主への義務付けの施行日は、大企業は公布日から起算して1年を超えない範囲内（中小事業主の場合は3年を超えない範囲内）において政令で定める日です。

改正法の概要はこちらhttps://www.mhlw.go.jp/content/000486033.pdf

【３】職場の熱中症対策、できていますか？

　今年も熱中症のリスクが高まる季節がやってきました。

　厚生労働省では、５月１日から９月３０日までを「STOP!熱中症　クールワークキャンペーン」の期間とし、７月を重点取組期間としています。

　キャンペーン期間中は、WBGT値（暑さ指数）を把握し、WBGT値に応じて作業の中止、こまめに休憩をとる、水分・塩分の摂取等を行いましょう。

　作業開始前に労働者の健康状態を確認するほか、日々の朝礼等の際に、職場における熱中症の特徴、現場での熱中症の予防活動、緊急時の救急措置などについて、繰り返し注意喚起しましょう。

　また、少しでも異変を感じたら、一旦作業を離れる、病院へ運ぶまたは救急車を呼ぶ、病院へ運ぶまでは一人きりにしない等の措置をとりましょう。

 WBGT値（暑さ指数）については http://www.nies.go.jp/wbgt/note.html

 STOP!熱中症　クールワークキャンペーン について

詳しくはこちらhttps://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html

お問合せは、京都労働局　健康安全課　電話075-241-3216

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

発行者：京都府商工労働観光部 人材確保・労働政策課

　　　　電　話：０７５－４１４－５０８２

　　　　ＦＡＸ：０７５－４１４－５０９２

　　　　メール：jinzairodo@pref.kyoto.lg.jp

※無断転載・転写・コピー・転送等はご遠慮願います。